



社労士事務所プランツ
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-10-11
芝大門センタービル 10F
TEL 03-6880-9064 FAX 03-6880-9201

協会けんぽの保険料率変更

協会けんぽに加入する事業所宛にはすでにお知らせが届いていることと思いますが、平成 28 年 3 月分から健康保険の保険料率が改定となります。

給与計算を正確に行うためには、社会保険料の徴収ルールを理解しておくことは必要不可欠です。今月のニュースでは、社会保険料の徴収ルールの基本を取り上げたいと思います。

◆何月分の給与から改定すればよいのか？

当事務所で給与計算業務を新規で受託する際は、過去の給与データをチェックしますが、保険料率の改定タイミングを間違えているということが意外と少なくありません。

最も多い間違いが改定月に支払う給与で控除する分から新保険料率で算出した保険料を徴収してしまうというものです。

社会保険料は『**当月分の保険料を翌月に支給する給与から控除する**』のが原則です。つまり、今回の協会けんぽの保険料改定は 3 月分からですから、4 月に支給する給与で控除する社会保険料から改定します。

◆改定月に賞与を支給する場合は？

給与の場合は翌月に支給する給与から改定後の保険料率で徴収するわけですが、『**賞与の場合は支給した月の保険料率を適用**』します。したがって、今回の協会けんぽの改定の場合、**3 月に支給する賞与は改定後の保険料率で計算**することになります。



◆退職者の保険料控除ルール

社会保険の資格喪失日は退職日の翌日となり、保険料は『**資格喪失日の属する月の前月までの分を徴収**』します。

【3月31日が退職日の場合】

資格喪失日・・・4月1日

保険料徴収・・・3月分まで

⇒4月に支給する給与まで保険料を控除

【3月30日が退職日の場合】

資格喪失日・・・3月31日

保険料徴収・・・2月分まで

⇒3月に支給する給与まで保険料を控除

4月に支給する給与があっても控除しない

※**保険証は退職日まで使用することができます。**

◆介護保険料の徴収開始のタイミング

40 歳以上 65 歳未満の社会保険加入者からは介護保険料を徴収します。徴収開始のタイミングは『**40 歳に到達した日の属する月分**から』ですから、3 月 15 日生まれの従業員の場合、3 月分の保険料を控除することになり、4 月支給の給与から徴収を開始します。

注意すべきなのは 1 日生まれの従業員の場合です。民法では誕生日の前日に年齢が加算されることになっています。そのため、3 月 1 日生まれの従業員が 40 歳になるのは 2 月末日ですから、介護保険料は 2 月分から控除します。(3 月支給の給与から徴収することになります。)

介護保険料は 1 日生まれの従業員の場合は注意が必要で、『**誕生月に支給する給与から控除を開始する**』と覚えておくとい良いでしょう。

労務管理 Q&A ＜変形労働時間制の運用＞

Q. 『変形労働時間制』とは何ですか？導入するメリットはなんですか？

A. 所定労働時間を、忙しい時に長く、閑散期に短く調整し、週の労働時間を平均 40 時間以内に収まるように労働日と労働時間を設定する制度です。導入するメリットは、残業時間数を抑えることができることです。

＜解説＞

労働基準法第 32 条には、労働時間は 1 日 8 時間、1 週間 40 時間と定めており、同法 37 条では、この時間を超えて労働した場合は時間外労働として割増賃金を支払うことを定めています。

例えば 10 時間勤務した時は 2 時間分の割増賃金を支給しなければなりませんし、月曜日から金曜日まで毎日 8 時間（週 40 時間）労働し、土曜日にも 4 時間労働した場合には、4 時間分の割増賃金を支給することになるわけです。

しかし、変形労働時間制を導入することで、繁忙期に 1 日の所定労働時間を 10 時間とか、週 6 日勤務というように多くの労働時間を割り振ることが可能です。閑散期に 1 日の所定労働時間を短く設定したり、休日を多くしたりするなどして、全体の週労働時間の平均が 40 時間以内に設定してあれば、所定労働時間として定めた時間が 1 日 8 時間、週 40 時間を超えていたとしても、時間外労働に該当しません。

月末月初に業務は集中するがそれ以外の週は仕事が落ち着く場合、特定の月や季節は忙しいが他の月や季節に閑散期がある場合、休日日数を調整して隔週土曜日を所定労働日とする場合など、変形労働時間制を導入して、残業時間数を削減できることがあります。

変形労働時間制導入の適否、カレンダーの作成といった具体的な運用方法など、ご不明な点は当事務所にご相談ください。

ちょっと手続きの相談いいですか？ ＜住所変更時の保険手続き＞

引っ越しを予定している従業員がいます。どのような手続きが必要か教えてください。

4 月は引っ越しが多い時期です。きちんと手続きの流れを確認しておきましょう。

従業員の住所変更に伴う手続きは社会保険のみで、雇用保険のみに加入する従業員の保険手続きはありません。

社会保険に加入する従業員については『**健康保険・厚生年金被保険者住所変更届**』を年金事務所や健保組合に提出します。配偶者を扶養に入れている場合には、『**国民年金第 3 号被保険者住所変更届**』も年金事務所に提出します。

健康保険証の裏面には住所記載する欄がありますが、差し替えは不要で、シールを貼って新住所を記載します。（シールは年金事務所でもらうことができます）※加入する健保組合によっては差し替えが必要な場合もあります。

なお、住所変更届が必要になるのは「居所（住んでいる場所）」が変更になった場合です。年金事務所から届く書類（主に年金定期便）の送付先になりますから、住民票の住所に変更がない場合でも、実際に住んでいる場所に異動があった場合には忘れずに届出しましょう。

＜今月の一言コメント＞

2 月の後半から外出時には花粉症対策でマスクをしています。この時期にマスクを使用される方は多いと思いますが、10 人中 7 人は着用方法を間違えているとのこと。私も表と裏を逆につけていることが分かりました。逆につけると折り目に花粉がたまり逆効果になるそうです。。

～お問い合わせ先～

社労士事務所プランツ

営業時間 9:00 ~ 18:00

TEL: 03-6880-9064

担当: 畠山 (ハタケヤマ)

E-mail hatake@sr-plants.com